

## 認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助の概要

### 1 背景

平成 18 年 1 月 8 日に大村市で発生した認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災を機に、防火安全対策等の強化のため、平成 19 年 6 月 13 日に消防法施行令が改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行された。

この改正により、延べ床面積 275 m<sup>2</sup>以上 1000 m<sup>2</sup>未満の小規模福祉施設においてスプリンクラーの設置が義務づけられたことから、札幌市内の認知症高齢者グループホームにおいても、国の交付金を活用し、平成 21 年度から 23 年度までの 3 カ年でスプリンクラーの整備を進めている。

### 2 整備対象事業所

167 カ所 (H22, 2, 1 現在)

※ 市内の全事業所数 231 カ所 (グループホーム「みらいとんでん」を除く)

総 数	設置を要しない事業所	設置予定事業所 (167 箇所)			275 m <sup>2</sup> 未満の事業所
		21 年度	22 年度	23 年度	
231	23	26	99	42	41

### 3 平成 22 年度予算

(1) 予算額 507,961 千円

(2) 整備事業所数 99 カ所

※平成 21 年度 整備事業所数 26 カ所 (平成 22, 2, 1 現在 8 カ所整備済)

### 4 予算 (補助金) の財源

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (先進的事業支援特例交付金) ※全額国庫交付金

### 5 補助の概要

#### (1) 対象施設

既存の認知症高齢者グループホームで、スプリンクラーが未設置の延べ床面積 275 m<sup>2</sup>以上の事業所

#### (2) 補助額の算定方法

交付基準単価 (9,000 円/m<sup>2</sup>) に対象面積を乗じて得た額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

問い合わせ先

保健福祉局保健福祉部介護保険課 (事業指導担当)

電話 : 211-2972